大阪中学校体育連盟　競技会開催基準要項

１．主　　旨

本連盟競技会は府下中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり心身ともに健全な中学生を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

２．主催・後援

（１）主催は大阪中学校体育連盟規約第３２条に基づく。
（２）後援については理事会の承認を必要とする。

３．競技会の開催

（１）年間競技大会の開催
　①　地区大会（春の大会）
　②　近畿中学校総合体育大会大阪予選（夏の大会）
　　または、大阪選手権（オープン）
　③　大阪中学校総合体育大会（地区予選と中央大会）　（秋の大会）
　（注）上記基準の変更及び種目の特殊性から開催せざるを得ない競技会の場合には理事会の承認を得る。
（２）競技会の期間
　　最小限にとどめる。
（３）競技会の会場
　　当該種目専門部で決定。
（４）競技会の運営
　　当該種目専門部で行う。

４．競技会の計画

（１）競技会の開催を希望する専門部は地区中学校体育連盟と緊密な連絡調整をはかり、本連盟事務局あてに計画書を提出すること。
（２）休業土曜日の大会開催について
　　生徒と指導者のゆとり（負担軽減）の観点から、休業土曜日に大会を開催してもよい。
　　ただし、その場合は、日曜日を休みにするよう努力する。
（３）計画書は競技会開催年度１年前１１月１日から３０日までに提出するものとする。
（４）計画書の様式及び添付書類は別に定める。

５．競技会開催の決定

本連盟は前記の計画に基づいて、本連盟専門委員会で協議し、本連盟理事会で決定する。

６．競技会参加資格

（１）本連盟に加盟している学校
（２）参加資格の特例
＜学校教育法 134 条校の各種学校に在籍する中学生＞
　①　学校教育法１３４条の各種学校（１条校以外）に在籍している生徒であること。
　②　参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
　　ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件
　　・　大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
　　・　生徒の年齢及び修業年限が我国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
　　・　参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員が引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

＜認定されていない地域クラブ活動に所属する中学生＞

① 地域クラブ活動に所属し、大阪中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合は、大阪府内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた、本連盟に加盟する中学校等に在籍する生徒であること。

② 大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件

- 大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- 地域クラブ活動にあっては、日常継続的な活動が指導資格を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに、大阪府下で適切※3に行われていること。
- 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和７年 12 月文部科学省）を遵守していること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※1されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※2していること（地区予選が生じる競技に参加を希望する場合における各地区中学校体育連盟への登録費については、各地区中学校体育連盟の判断に委ねる）。

 ※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。

 ※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは､所定の様式を用いた申請･ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
 大阪中学校体育連盟の登録にかかる費用は、１団体あたり 35,000 円（単年度）とする。なお、参加を希望する競技によっては、別途参加料を徴収する場合がある。

 ※３　暴力・体罰・セクハラ等への対応については､「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応」を適用する。
- 大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際しては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４－②を適用する）。また､万一の事故発生に備え､傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- 団体競技における地域クラブ活動名での出場は１チームのみとする
 （複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア、地域クラブ活動で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に参加する場合、同一年度内の同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。

イ、大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

ウ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の登録を取り消すこととなった場合、登録等にかかった費用は返金をしない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

④ その他

- この特例は、令和５年４月１日より施行する。
- この特例は、令和 10 年３月 31 日限り廃止する。
- この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

＜認定地域クラブ活動に所属する中学生＞

① 国が示す地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、大阪府内市町村が認定する地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という）に所属し、大阪中学校体育連盟に参加を認められた、本連盟に加盟する中学校等に在籍する生徒であること。

② 参加を希望する認定地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

- 大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- 参加を希望する認定地域クラブ活動にあっては、日常継続的な活動が認定地域クラブ活動指導者として登録されている代表者もしくは指導者の指導のもとに、大阪府下で適切※3に行われていること。
- 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和７年 12 月文部科学省）を遵守していること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※1されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※2していること。

※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。
※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
※３　暴力・体罰・セクハラ等への対応については、「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応」を適用する。

- 大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合の守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際しては、責任ある代表者や指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４－②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 団体競技における認定地域クラブ活動名での出場は１チームのみとする。（複数のチームの参加は認めない）

③ 参加を認めない場合

ア、認定地域クラブ活動で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。

イ、大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

ウ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の登録を取り消すこととなった場合、登録等にかかった費用は返金をしない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

④ その他

- この特例は、令和９年４月１日より施行する。
- この特例は、今後も検討を続けていく。

（３）複数校の合同チームによる大会参加について

部員数減少の救済目的により合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校等と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。

① 参加規定

ア、個人種目のない以下の競技種目※1に限る。

サッカー（11）、ラグビーフットボール（12）、軟式野球（９）、バレーボール（６）、
バスケットボール（５）、ソフトボール（９）、ハンドボール（７）

※1　ただし、（ ）内の人数を下回った場合、合同チームを編成できる。

イ、合同チームは、原則として各市町村内※2の複数校で編成する１つのチームである。

※2　各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認める。

ウ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合※3に原則※4認める。ただし、勝利至上主義の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。

※3　２校ともに出場最低人数に足りない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回っていない場合でも、編成をしなければ救済ができない場合に認めるものである。３校以上での編成については、その校数が集まらなければチーム編成ができない場合のみとなる。

※4　編成期間内に救済対象となる学校が出場最低人数を満たした場合であっても、人数の偏りや学校事情により、引き続き編成する必要が認められる場合で、前年度大阪選手権大会（予選会含む）以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度においても、引き続き複数校合同チームを編成して、大阪選手権大会（予選会含む）に参加することができる。

エ、合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動しており、学校長が承認し、監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。

オ、チーム名は連名で表示する。

カ、参加申込み手続きは、各専門部による。

キ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※5とする。
ただし、やむを得ない場合は、代表引率・監督を認める。
なお、部活動指導員および外部指導者は、代表引率・監督にはなれない。

※5　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の２に示されている者をいう。

ク、合同チームの出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

（４）拠点校方式による部活動のチーム等の大会参加について

生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、各学校の設置者（各市町村教育委員会・大阪府教育委員会）が行う拠点校方式による部活動や、各学校の設置者による拠点校方式の制度がない学校・種目間において、協定等による学校間の連携により編成される運動部（個人種目含む）のチーム等で大会の参加希望があった場合認めていく。

①　参加規定

ア、学校の設置者により、当該域内において、拠点校を定め編成される１つの運動部であること。
この場合、原則として各市町村内※で編成するチーム等に限る。

※ 各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認めるが、当該学校の設置者間による広域連携の取組みであること。

もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される１つの運動部であること。この場合、協定等を締結できる地域は、各市町村内に限る。
また、学校間の連携による編成は、あくまで在籍校に希望する部活動がないことによるものとする。

イ、拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ、拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ、チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。

オ、大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部による。

カ、大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※とする。

※　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の２に示されている者をいう。

キ、拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

（５）拠点校部活動における複数校合同チームの編成について

「複数校合同チーム参加規定」及び「拠点校方式による部活動のチーム等の参加規定」を満たしていること。

① 留意事項

ア、チーム名は、校名連記とし、拠点校が含まれていることが分かる形とする。

（６）外部指導者等の大会参加について

原則として外部指導者等は大会に参加できる。

ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。

この場合の外部指導者とは学校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

なお、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者等にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者等にはなれない。（水泳競技、体操競技、新体操、スキーは除く）

① 参加規定

ア、当該校長が人格・指導面において適任者と認めた者（原則として二十歳以上）であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

イ、各専門部の「外部指導者規定」に準じて、指導任務を行うことができる。

② 審判について

ア、原則として顧問以外の外部指導者の審判を認める。

ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

（７）大会における引率・監督について

① 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び監督者にはなれない。

② 引率・監督の特例

本連盟が主催する大会の参加について、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督ができず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「引率・監督に関する特例（別記）」により出場校の校長が承認した引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。

③ 本連盟が主催する大会に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員、外部指導者は、「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応（別紙）により、部活動等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、地域クラブ活動の指導者においては、（公財）日本スポーツ協会（関係競技団体）公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

ここでいう地域クラブ活動は、令和９年度末までは、認定を受けていない活動も含めた地域クラブ活動全般をさす

（８）同一年度内における同一大会（大阪選手権大会（地区予選、近畿・全国大会を含む）、大阪中学校総合体育大会）の選手の参加は、駅伝・スキーを除く全競技を通じて、一人一回とする。

（９）個人情報の取扱いについて

本連盟 個人情報保護方針に従い取得する個人情報については、適正に取り扱う。大会参加者は、各大会運営上必要なプログラム・掲示板・ホームページ・報道発表・記録集等への名前・所属校・学年、及び競技ごとの必要事項等の掲載について同意するものとする。

７．競技会役員

（１）地区競技会

地区中学校体育連盟で定める。

（２）中央競技会

会　　長	本連盟会長
副 会 長	当該専門部長、共催団体会長
顧 問 参 与	事務局と協議
その他役員	当該専門部で決定

（３）総合体育大会については別に定める。

８．各種目の実施要項

（１）各専門部で実施要項案を作成し、実施２ヶ月前に事務局へ提出するものとする。
競技種目の実施要項に記載する内容は次のとおりとする。
（イ）大会の名称　（ロ）実施期間　（ハ）会場　（ニ）競技規定と方法
（ホ）参加資格　（ヘ）参加制限　（ト）申込方法　（チ）申込様式　（リ）その他

（２）各種目の実施要項の発送については事務局発送番号を受けること。
なお、事務局へ要項を１部提出すること。

（３）要項の発送方法については専門部と地区中学校体育連盟と協議すること。

９．表　　彰

（１）地区競技会
地区中学校体育連盟で定める。

（２）中央競技会
上位入賞者に賞状を授与する。

10．プログラム

（１）　種目別大会については専門部で定める。

（２）　総合体育大会については別に定める。

改　正　平成１４年　３月２０日
改　正　平成１５年　３月２０日
改　正　平成１８年　３月２２日
改　正　平成２６年１１月　７日（６－（４）追記）
改　正　平成３０年　３月１５日（６－（３）①－カ、（５）－①、③）
改　正　令和　４年１０月２６日（６－（２）～（４）、（７）追記）
改　正　令和　５年　３月　８日（６－（２）、（４）、（６））
改　正　令和　５年　６月２２日（６－（２））
改　正　令和　５年１０月２５日（６－（３）①－ウ、キ、（６）－③）
改　正　令和　６年１０月３０日（６－（５）、（６）③）
改　正　令和　８年　３月１０日（６－（５）追加）
改　正　令和　８年１０月２８日（６－（２））

認定されていない地域クラブ活動の参加資格の特例について

大阪中学校体育連盟

1　地域クラブ活動に所属し、大阪中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合は、大阪府内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた、本連盟に加盟する中学校等に在籍する生徒であること。

2　大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会に参加を認める条件

- 大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- 地域クラブ活動にあっては、日常継続的な活動が指導資格を有する代表者もしくは指導者の指導のもとに、大阪府下で適切※3に行われていること。
- 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和７年 12 月文部科学省）を遵守していること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※1されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※2していること（地区予選が生じる競技に参加を希望する場合における各地区中学校体育連盟への登録費については、各地区中学校体育連盟の判断に委ねる）。

 ※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。

 ※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
 大阪中学校体育連盟の登録にかかる費用は、１団体あたり 35,000 円（単年度）とする。なお、参加を希望する競技によっては、別途参加料を徴収する場合がある。

 ※３　暴力・体罰・セクハラ等への対応については、「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応」を適用する。
- 大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際しては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４－②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- 団体競技における地域クラブ活動名での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3　参加を認めない場合

ア、地域クラブ活動で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に参加する場合、同一年度内の同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。

イ、大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

ウ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の登録を取り消すこととなった場合、登録等にかかった費用は返金をしない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

④　その他

- この特例は、令和５年４月１日より施行する。
- この特例は、令和 10 年３月 31 日限り廃止する。
- この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

≪地域クラブ活動の定義≫（スポーツ庁ＨＰより）

- 部活動の地域展開により、学校以外の地域の多様な主体が実施する活動
- 市町村による企画・調整の下、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出し、豊かで幅広い活動を実現することをめざすもの
- 学校以外が主体となるなどの点で学校部活動とは異なり、また、上記のような公的な性質を有する活動であるなどの点で民間のクラブとは異なる

≪地域クラブ活動の認定制度導入の背景等≫（スポーツ庁ＨＰより）

- 地域クラブ活動は、学校以外の地域の多様な主体が実施する活動だが、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対して継続的にスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するものであることから、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等を図るとともに、安定的・継続的な活動を支える必要があるため、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村において認定を行う仕組みが構築された

≪認定地域クラブ活動の認定要件≫（国ガイドラインより）

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動 ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む）
② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版ＤＢＳの活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥ 適切な運営体制が確保されていること
⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定（原則として令和８年度末まで）
※ 市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意

≪認定地域クラブ活動の認定手続等≫（国ガイドラインより）

- 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等をとりまとめて市町村に提出
 市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施
- 認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定
- 市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施

≪認定されていない地域クラブ活動の取扱い≫（国ガイドラインより）

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる
- 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること

令和４年１０月２６日理事会　　決定
令和４年１２月１９日臨時理事会　改正（②－ア）
令和５年　３月　８日理事会　　改正（名称追加）
令和５年　６月２２日臨時理事会　改正（３－イ）
令和６年１０月３０日理事会　　改正（２－ア）
令和７年１２月１８日臨時理事会　改正（２－ア-※１）
令和８年１０月２８日理事会　　改正（１．２．３）

認定地域クラブ活動の参加資格の特例について

大阪中学校体育連盟

1　国が示す地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、大阪府内市町村が認定する地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ活動」という）に所属し、大阪中学校体育連盟に参加を認められた、本連盟に加盟する中学校等に在籍する生徒であること。

2　参加を希望する認定地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア、大阪中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

- 大阪中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- 参加を希望する認定地域クラブ活動にあっては、日常継続的な活動が認定地域クラブ活動指導者として登録されている代表者もしくは指導者の指導のもとに、大阪府下で適切※3に行われていること。
- 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和７年 12 月文部科学省）を遵守していること。
- 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは大阪府の競技団体に登録※1されていること。かつ同じ内容で大阪中学校体育連盟に登録※2していること。

 ※１　別紙競技団体一覧を参照のこと。

 ※２　大阪中学校体育連盟への登録手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。

 ※３　暴力・体罰・セクハラ等への対応については、「運動部活動顧問等の部活動等指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応」を適用する。
- 大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

イ、大阪中学校体育連盟主催大会に参加した場合の守るべき条件

- 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- 大会参加に際しては、責任ある代表者や指導者が生徒を引率すること（引率・監督に関する特例４－②を適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- 団体競技における認定地域クラブ活動名での出場は１チームのみとする。（複数のチームの参加は認めない）

3　参加を認めない場合

ア、認定地域クラブ活動で大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。また、他の地域クラブ活動での参加も認めない。

イ、大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、以降一切の参加を認めない。

ウ、上記理由により、大阪中学校体育連盟の登録を取り消すこととなった場合、登録等にかかった費用は返金をしない。大会参加後の取り消しとなった場合は、大会結果も併せて取り消すこととする。

4　その他

- この特例は、令和９年４月１日より施行する。
- この特例は、今後も検討を続けていく。

令和８年１０月２８日理事会　　決定

（別紙）

【大阪府競技団体】

専門部名	競技団体名 ／ 事務局所在地
陸上競技	公益財団法人大阪陸上競技協会 〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園 1-1 ヤンマースタジアム長居内
水泳競技	一般財団法人大阪水泳協会 〒547-0011 大阪市平野区長吉出戸 4-5-16 大阪水泳学校内
サッカー	一般社団法人大阪府サッカー協会 〒550-0004 大阪市西区靭本町 1-7-25 イトーダイ靭本町ビル 6F
ラグビー フットボール	一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会 〒540-0012　大阪市中央区谷町 2-7-4　スリースリーズビル 5 階
柔道	大阪府柔道連盟 〒536-0022 大阪市城東区永田 4-15-11 講道館大阪国際柔道ｾﾝﾀｰ３Ｆ
剣道	公益社団法人大阪府剣道連盟 〒530-0044 大阪市北区東天満 2-8-1 若杉ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ別館 5Ｆ　502 号
卓球	NPO 法人大阪卓球協会 〒556-0011 大阪市浪速区難波中 3-4-36 大阪府立体育会館内
ソフトテニス	大阪府ソフトテニス連盟 〒558-0023 大阪市住吉区山之内 5-3-37
テニス	大阪府テニス協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀 2-13-1-211
軟式野球	一般財団法人大阪府軟式野球連盟 〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-22-25 中澤佐伯記念野球会館内
体操	大阪体操協会 〒666-0116　兵庫県川西市水明台 2-2-86　武田 庄治方
新体操	大阪体操協会 〒666-0116　兵庫県川西市水明台 2-2-86　武田 庄治方
相撲	大阪府相撲連盟 〒570-0003 守口市大日町 4-29-17
バドミントン	大阪府バドミントン協会 〒574-0046 大東市赤井 3-5-5 第 2 池田ビル　２Ａ
バレーボール	大阪府バレーボール協会 〒550-0013 大阪市西区新町 1-2-13 新町ビル 801 号
バスケット ボール	一般財団法人大阪府バスケットボール協会 〒540-0008　大阪市中央区大手前 1-7-31　OMM ビル　13F-L1 室
ソフトボール	大阪府ソフトボール協会 〒543-0042 大阪市天王寺区烏ケ辻 1-3-23 ｹｰｽﾞｽｸｴｱ 401 号
ハンドボール	大阪ハンドボール協会 〒561-0846 豊中市利倉東 1-2-1 大商学園高等学校内 石谷 起人 気付
スキー	一般財団法人大阪府スキー連盟 〒537-0014 大阪市東成区大今里西 2-5-12 大阪ｾﾙﾛｲﾄﾞ会館 2F
野外活動	大阪府オリエンテーリング協会 〒583-0033 藤井寺市小山 9-12-22

※各競技団体において公表されている内容をもとに作成

（別紙）

【中央競技団体】

専門部名	競技団体名 ／ 事務局所在地
陸上競技	公益財団法人日本陸上競技連盟 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9 階
水泳競技	公益財団法人日本水泳連盟 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階
サッカー	公益財団法人日本サッカー協会 〒112-0004 文京区後楽 1-4-18 トヨタ東京ビル
ラグビー フットボール	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 〒107-0061 港区北青山 2-8-35 秩父宮ラグビー場クラブハウス内
柔道	公益財団法人全日本柔道連盟 〒112-0003 文京区春日 1-16-30 講道館本館 5 階
剣道	公益財団法人全日本剣道連盟 〒102-0074 千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階
卓球	公益財団法人日本卓球協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階
ソフトテニス	公益財団法人日本ソフトテニス連盟 〒140-0014 品川区大井 1-16-2-201
テニス	公益財団法人日本テニス協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 7 階
軟式野球	公益財団法人全日本軟式野球連盟 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 4-27-7 軟式野球会館
体操	公益財団法人日本体操協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階
新体操	公益財団法人日本体操協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階
相撲	公益財団法人日本相撲連盟 〒169-0073 新宿区百人町 1-15-20
バドミントン	公益財団法人日本バドミントン協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 6 階
バレーボール	公益財団法人日本バレーボール協会 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 1-30-8 ダヴィンチ千駄ヶ谷内
バスケット ボール	公益財団法人日本バスケットボール協会 〒112-0004 文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6 階
ソフトボール	公益財団法人日本ソフトボール協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10 階
ハンドボール	公益財団法人日本ハンドボール協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 6 階
スキー	公益財団法人全日本スキー連盟 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 6 階
野外活動	公益社団法人日本オリエンテーリング協会 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 4 階

※各競技団体において公表されている内容をもとに作成

複数校合同チーム参加規定

大阪中学校体育連盟

1　趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置で、合同チームの編成希望があった場合認めていく。この場合、学校長の判断により、近隣の中学校等と合同でチームを編成し、大会に参加することができる。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2　条件

①　参加規定

ア、個人種目のない以下の競技種目※1に限る。

サッカー（11)、ラグビーフットボール（12)、軟式野球（９)、バレーボール（６)、
バスケットボール（５)、ソフトボール（９)、ハンドボール（７）

※1　ただし、() 内の人数を下回った場合、合同チームを編成できる。

イ、合同チームは、原則として各市町村内※2の複数校で編成する１つのチームである。

※2　各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認める。

ウ、学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない場合※3に原則※4認める。ただし、勝利至上主義の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。

※3　２校ともに出場最低人数に足りない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回っていない場合でも、編成をしなければ救済ができない場合に認めるものである。３校以上での編成については、その校数が集まらなければチーム編成ができない場合のみとなる。

※4　編成期間内に救済対象となる学校が出場最低人数を満たした場合であっても、人数の偏りや学校事情により、引き続き編成する必要が認められる場合で、前年度大阪選手権大会（予選会含む）以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度においても、引き続き複数校合同チームを編成して、大阪選手権大会（予選会含む）に参加することができる。

エ、合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動しており、学校長が承認し、監督と各学校の引率教員をつけ、日常的な活動を行っている部に限る。

オ、チーム名は連名で表示する。

カ、参加申込み手続きは、各専門部による。

キ、合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員※5とする。
ただし、やむを得ない場合は、代表引率・監督を認める。
なお、部活動指導員および外部指導者は、代表引率・監督にはなれない。

※5　ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に示されている者をいう。

ク、合同チームの出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

改　　正　　平成３０年　３月１５日（２－①－カ）
令和　４　年１０月２６日（２－①－ア～ク、②削除）
令和　５　年１０月２５日（２－①－ウ、キ）
令和　８　年　３月１０日（２－①－ア、ウ）

複数校合同チームの編成条件について（例示）

● 複数校合同チーム参加規程における『２ 参加条件 ①参加規程 ウ ※３「２校ともに出場最低人数に足りない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回っていない場合でも、編成をしなければ救済ができない場合に認めるものである。３校以上での編成については、その校数が集まらなければチーム編成ができない場合のみとなる。」の解釈

● サッカーを例に（サッカーは11人を下回る場合に合同チームを編成することが可能）…

	ケース		可否	優先順 ※3
①	【２校】 11人未満どうし	（８）＋（６）	○	
②	【３校以上】 11人未満どうし	（７）＋（３）＋（３）	○	
③	【２校】 11人以上＋11人未満	（11以上）＋（11未満）	○	
④	【３校以上】 11人未満どうし ※ケース①に11人未満の学校を加えるケース	（７）＋（６）＋（５）	△ ※1	
⑤	【３校以上】 11人以上＋11人未満（２）	（11以上）＋（11未満）＋（11未満）	△ ※2	
⑥	11人以上どうし	（11以上）＋（11以上）	×	

※１　３校ともに11人未満ではあるものの、うち２校の合同で11人以上となることから、その２校はケース①での対応をしつつ、残る１校もケース①～③の順で対応することとなるが、各市町村・地区内でどう組み合わせても編成できず、残る１校を救済できない場合のみ適用することとなる。

※２　各市町村・地区内でどう組み合わせても編成できず、救済できない学校が出る場合のみ適用することとなる。

※３　各市町村内、各地区内での優先順については、『２ 参加条件 ①参加規程 イ 合同チームは、原則として各市町村内の複数校で編成する１つのチームである。』のとおり、まずは当該市町村内で優先順①～③で編成の可否を、当該市町村内で難しければ当該地区内で優先順①～③で編成の可否を、それでも難しいようであれば当該市町村内で優先順④～⑤、続いて当該地区内で優先順④～⑤にて編成する。

【新規編成用】

年　　月　　日

大阪中学校体育連盟会長　様

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

複数校合同チーム届出書

標記について、下記のとおり複数校合同チームを編成しますのでお届けします。
また、関係校にて、以下の項目を確認し、相違ないことを申し添えます。

記

1　部名（性別・種目）

性別	種目
	部

2　学校名・顧問名・部員数等

学校名	拠点校に★	顧問名	部員数				日常の活動場所
			1年	2年	3年	合計	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	

3　期間（届出年度内に限る）

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

4　編成する理由

5　確認項目（各項目を確認の上、□に✔を記入すること）

□　学校（拠点校）単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができない状況です。
※2校ともに出場最低人数に足りない場合を基本とするが、どちらか一方の学校において人数を下回っていない場合でも編成をしなければ救済できない場合や、3校以上での編成をしないとチーム編成ができない場合を含む。
□　勝利至上主義の趣旨ではありません。
□　監督及び各学校の引率教員等をつけ、日常的な活動を行います。
□　上記期間内であっても、救済対象となる学校が出場最低人数を満たした場合は、複数校合同チームの編成を解消し、その旨を報告します。

上記について、相違ないことを確認しました。

年　　月　　日　　（専門部名）部　部長　○○○立○○○学校　○○　○○　印

※記入にあたっては、必要に応じて行を挿入する等行ってください。

【継続編成用】

年　　月　　日

大阪中学校体育連盟会長　様

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

複数校合同チーム継続届出書

標記について、下記のとおり複数校合同チームを引き続き編成しますのでお届けします。
また、関係校にて、以下の項目を確認し、相違ないことを申し添えます。

記

1　部名（性別・種目）

性別	種目
	部

2　学校名・顧問名・部員数等

学校名	拠点校に★	顧問名	部員数				日常の活動場所
			１年	２年	３年	合計	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	
○○○立○○○学校		○○　○○	○名	○名	○名	○名	

3　期間（届出年度内に限る）

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

4　継続編成する理由

5　確認項目（各項目を確認の上、□に✔を記入すること）

□　前年度（大阪選手権大会（予選会含む）以降）にチーム編成をし、承認されています。
□　勝利至上主義の趣旨ではありません。
□　監督及び各学校の引率教員等をつけ、日常的な活動を行います。
□　上記期間内であっても、複数校合同チームの編成を解消する場合は、その旨を報告します。

上記について、相違ないことを確認しました。

年　　月　　日　　（専門部名）部　部長　○○○立○○○学校　○○　○○　印

※記入にあたっては、必要に応じて行を挿入する等行ってください。

拠点校方式による部活動のチーム等の参加規程

大阪中学校体育連盟

１　趣旨

参加を承認する精神は、生徒数の減少等に伴う部活動の設置・運営が困難な状況に対して、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、各学校の設置者（各市町村教育委員会・大阪府教育委員会）が行う拠点校方式による部活動や、各学校の設置者による拠点校方式の制度がない学校・種目間において、協定等による学校間の連携により編成される運動部（個人種目含む）のチーム等で大会の参加希望があった場合認めていく。なお、参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

２　条件

①　参加規定

ア、学校の設置者により、当該域内において、拠点校を定め編成される１つの運動部であること。

この場合、原則として各市町村内※で編成するチーム等に限る。

※ 各市町村内で編成することが困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成を認めるが、当該学校の設置者間による広域連携の取組みであること。

もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される１つの運動部であること。この場合、協定等を締結できる地域は、各市町村内に限る。

また、学校間の連携による編成は、あくまで在籍校に希望する部活動がないことによるものとする。

イ、拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ、拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ、チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。

オ、大会参加に係る必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部による。

カ、大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※とする。

※ ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第 78 条の２に示されている者をいう。

キ、拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門委員長は大阪中体連事務局まで報告する。

策　　定　　令和 ４ 年１０月２６日

改　　正　　令和 ５ 年　３月　８日（２－②）

令和 ８ 年 ３月１０日（趣旨、２－①）

年　　月　　日

大阪中学校体育連盟会長　様

（拠点校）
○○○立○○○学校　校長　　○○　○○　印

拠点校方式による部活動のチーム等届出書

標記について、下記のとおり編成しますのでお届けします。
また、関係校にて、以下の項目を確認し、相違ないことを申し添えます。

記

1　市町村、拠点校名

市町村名	拠点校名

2　部名（性別・種目）

性別	種目
	部

3　学校名・担当者名・部員数等

学校名		顧問名 （連絡責任者名）	部員数（生徒数）			
			1年	2年	3年	合計
拠点校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名
関係校	○○○立○○○学校	○○○　○○○	○名	○名	○名	○名

4　期間（届出年度内に限る）

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

5　添付資料（届出書に添える資料の□に✔のうえ、提出すること）

□　学校の設置者(各市町村教育委員会・大阪府教育委員会)が行う拠点校方式による部活動であることがわかるもの　（例：市町村教育委員会による通知文や要項など）

□　学校間の連携による部活動であることがわかるもの　（例：協定書の写しなど）

上記について、相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

（専門部名）部　部長　○○○立○○○学校　○○　○○　印

※記入にあたっては、必要に応じて行を挿入する等行ってください。

【大阪】『複数校合同チーム』と『拠点校方式による部活動のチーム等』について

	複数校合同チーム （関係全校に当該種目部活動設置）	拠点校方式による部活動のチーム等 （拠点校にのみ当該種目部活動設置）
成り立ち	部員数減少により単独チーム編成ができない場合の救済措置	在籍校に当該種目部活動がない場合の救済措置
競技種目	個人種目のない以下の競技種目に限る バスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、 軟式野球、ソフトボール、ラグビーフットボール	制限なし
関係校の部員数 （最低人数）	学校単独で下記指定人数を下回った場合 バスケットボール（５）、サッカー（11）、バレーボール（６）、 ハンドボール（７）、軟式野球（９）、ソフトボール（９）、 ラグビーフットボール（12） ※前年度選手権大会以降に複数校合同チーム実績があり、当年度についても引き続き編成が必要な場合、指定人数を上回っても選手権大会まで編成・参加可	制限なし 
編成範囲 （エリア）	原則当該市町村内 ※困難な場合は、当該市町村が所属する各地区内での編成可	原則当該市町村内 ※困難な場合は、当該学校の設置者間による広域連携の場合のみ、当該市町村が所属する各地区内での編成可（学校間連携は各市町村内に限る）
校数	・２校の場合、一方の学校において下回っていない場合でも、編成をしなければ救済できない場合可 ・３校以上の場合、その校数が集まらなければ編成できない場合可	制限なし ただし、拠点校にのみ当該種目部活動が設置されていること （関係校には当該種目部活動が設置されていないこと）
チーム名	校名連記	拠点校名（ただし、拠点校であることが分かる形（○○校(拠)）））
引率・監督	出場校の校長・教員・部活動指導員（特例の適用あり）	拠点校の校長・教員・部活動指導員（特例の適用あり）
合わせた形 （ミックス）	「複数校合同チーム参加規定」及び「拠点校方式による部活動のチーム等の参加規定」を満たしていること チーム名については、校名を連記すること。（例：３校編成のうち、C校が拠点校である場合 ➡ A・B・C(拠) （例：拠点校同士の編成である場合 ➡ A(拠)・B(拠)）	

「引率・監督に関する特例」　（別記）

本連盟の主催する大会は、中学校教育の一環として位置づけ、府内中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツマンシップの高揚をはかり、心身ともに健全な中学生を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率・監督については、出場校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とするが、学校事情により出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき出場校の校長・教員・部活動指導員以外の引率や監督による大会参加を認めるもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

1　引率者としての外部指導者の規定

① 出場校の校長が認めた二十歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、報告書・様式１，２をもって行う）がなされていること。

② 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。また、専門部によっては、そのための資格を求める場合もある。

③ 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。

④ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から出場校の校長に連絡し、資格を取り消す。

⑤ この規定以外のことは、大会要項及び各競技専門部の定める規定の通りとする。

2　引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合

・出場校の校長は、様式１，２により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。

② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合

・出場校の校長は、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼し、競技専門部の承認を得ること。

・その際は、様式３，４，５，６により手続きを行ったうえで、競技専門部に「報告書」を提出する。

3　生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。

4　引率上の留意点及び大会会場においての留意点

① 引率上の留意点等

(a) 引率時は、公の交通機関を利用する。

(b) 引率外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分に協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。

(c) 引率外部指導者は任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは、外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

(d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

(e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。

② 大会会場においての留意点等

(a) 競技上の抗議及び質問は、監督者のみ行うことができる。

(b) 各競技専門部が定める大会要項を遵守し、責任ある行動をとること。大会本部が相応しくないと判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。

5　本規定は、平成１５年４月１日より実施する。

改正　令和５年３月８日

（　報告書　）　出場学校長　→　競技専門部

中　第　　号
令和　　年　　月　　日

大 阪 中 学 校 体 育 連 盟
（　　）専門部
部長　　様

学校所在地　〒

中学校長　　印

（　　）大会　引率者・監督者報告書

標記大会に本校生徒が出場することにあたり、下記のとおりに引率・監督を依頼しましたので報告します。

記

大　会　名			
監　督　者　氏　名 ※監督依頼する場合に記入	（　校長・教員・外部指導者　）		
監　督　所　属　校 ※他校の校長・教員に監督を依頼する場合に記入	中学校		
監　督　者　住　所 ※他校の校長・教員・引率外部指導者に監督依頼する場合記入 ※他校の校長・教員の場合は、監督所属校所在地を記入	〒 TEL		
参　加　生　徒　名		参 加 種 目	
引　率　者　氏　名			
引　率　者　住　所	〒 TEL		

（　様式１　）　出場学校長　→　引率者としての外部指導者

中　第　　号
令和　　年　　月　　日

　　様

学校所在地　〒

中学校長　　印

（　　）大会参加に伴う引率について（依頼）

標記大会に本校生徒が出場することにあたり、下記のとおり貴台を引率外部指導者としてご依頼申し上げますので、ご承諾いただきますようお願いします。

記

大　会　名			
大　会　期　日	年　月　日～　月　日		
参加生徒名		参加種目	
引率上の留意点			

（　様式２　）　引率者としての外部指導者

令和　　年　　月　　日

中学校長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

引率者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（　　）大会参加に伴う引率について（承諾）

令和　　年　　月　　日付け、　　中発第　　号により

依頼のありました、標記大会の引率外部指導者の件について承諾いたします。

記

大　会　名			
大　会　期　日	年　　月　　日　～　　月　　日		
参　加　生　徒　名		参　加　種　目	
引　率　上　の　留　意　点			

（　様式３　）　出場学校長　→　監督依頼する学校長

中　第　　号
令和　　年　　月　　日

中学校長

様

学校所在地　〒

中学校長　　印

（　　）大会
監　督　依　頼　書

標記大会に本校生徒が出場することにあたり、貴所属　　氏を下記のとおり監督者としてご依頼申し上げますので、ご承認いただきますようお願いします。

記

大　会　名			
大　会　期　日	年　月　日　～　月　日		
参　加　生　徒　名		参　加　種　目	
引　率　者　氏　名			
引　率　者　住　所	〒 TEL		

（　様式４　）　出場学校長　→　監督依頼する本人

中　第　　号
令和　　年　　月　　日

中学校

様

学校所在地　〒

中学校長　　印

（　　）大会
監　督　依　頼　書

標記大会に本校生徒が出場することにあたり、下記のとおり貴台を監督者としてご依頼申し上げますので、ご承認いただきますようお願いします。

記

大　会　名			
大　会　期　日	年　月　日　～　月　日		
参加生徒名		参加種目	
引率者氏名			
引率者住所	〒 TEL		

（　様式５　）　監督依頼を受けた学校長　→　出場学校長

令和　　年　　月　　日

中学校長

様

中学校長

氏　名　　印

（　　）大会

監　督　承　諾　書

令和　　年　　月　　日付け、　　中発第　　号により

依頼のありました、標記大会の監督依頼の件について承諾いたします。

（　様式６　）　監督依頼を受けた本人　→　出場学校長

中学校長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

（　　）大会

監　督　承　諾　書

令和　　年　　月　　日付け、　　中発第　　号により

依頼のありました、標記大会監督依頼の件について承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大阪中学校体育連盟　個人情報保護方針

大阪中学校体育連盟

本連盟が運営上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについて、本連盟としての個人情報保護方針を下記のとおり定め、個人情報の保護に万全を期す。

記

１．基本方針

（１）本連盟は、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、本個人情報の保護に関する方針、施策の改善を図る。

（２）本連盟は、個人情報の取り扱いについてその利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行う。

（３）本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人・保護者の同意を得ることなく第三者に提供しない。

（４）本連盟は、個人情報を安全に管理するため、個人情報の紛失・破滅・改ざん・漏洩等の防止に努める。

（５）本連盟は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応する。

２．個人情報の利用目的

（１）本連盟が主催する競技大会や事業を開催するため。

（２）競技大会の結果及び記録の管理を行うため。

（３）行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するため。また、各種補助金等の交付の申請を行うため。

３．個人情報の利用範囲

（１）大会要項・プログラムに掲載

① 競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・発表者等の所属名・名前。

② 競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等)、生徒の学校名・名前・学年（競技により生年月日も含む)・性別・ポジション（競技により身長・体重も含む)。

③ 過去の競技成績及び大会記録として掲載。

（２）大会記録等を掲載

ホームページ・大会記録集及び教科書等の公的出版物への掲載及び報道機関への提供。

（３）上記の範囲以外で利用が必要になった場合は、会長及び理事長の判断により対処する。

４．個人の権利の尊重について

本人・保護者から、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、本人であるかを確認した上で、個人の権利を尊重し、適切に応じる。

５．本保護方針は、平成１８年４月１日より実施する。

改正　　令和６年１０月３０日（3-（2））

運動部活動顧問等の部活動等指導中における
暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応

大阪中学校体育連盟

1　本連盟が主催する大会における監督等の条件

大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員、外部指導者は、部活動等の指導中※における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。地域クラブ活動の代表者及び指導者については、（公財）日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等に対する指導措置は、校長が行い、監督等の条件及び対応等は、上記と同様に考える。

※　本連盟主催大会及び日々の運動部活動・地域クラブ活動の練習及びこれらに付随する指導に関わる場面における指導者等の暴力・体罰・セクハラ等の根絶が目的となることから、通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別することとなるが、目的の達成に支障が出ると考えられるような事象である場合は、会長及び理事長の判断により対処する。

●　以下の文を本連盟主催大会各競技要項の「引率者及び監督」の項に記載する

大阪中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員等は、部活動等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域クラブ活動の指導者においては、（公財）日本スポーツ協会（関係競技団体）公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。

校長（代表者）は、この点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

2　本連盟による対応・処置の対象となる者

・各中学校等に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
・本連盟に登録をしている地域クラブ活動の代表者及び指導者※

※　少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保すべく、学校部活動に代わり行われている地域クラブ活動について参加を認めていることから、学校の教職員が当該団体等の代表者及び指導者等を担っている場合があるが、この場合は、当該代表者及び指導者等が任命権者又は学校設置者からの懲戒処分等についても対応・処置の対象とする。

3　本連盟の対応

①　暴力等により任命権者又は学校設置者、（公財）日本スポーツ協会、関係競技団体等から処分等を受けていることが明確になった教職員及び指導者は、本連盟における全ての役職を停止する。

※　後任の補充は、本連盟会長、該当競技部長と相談し選出する。

②　暴力等により任命権者又は学校設置者等から懲戒処分を受けていることが明確になった

指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4　判定及びその時期

・学校の教職員にあっては、当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

・地域クラブ活動の代表者等にあっては、（公財）日本スポーツ協会、関係競技団体等から処分等を受けた時点※

※　本連盟に登録をしている地域クラブ活動は、処分等を受けた時点で本連盟に報告することを基本とし、やむを得ない事情等により報告ができない場合を除き報告が適切に行われない場合で、処分を受けたことが発覚した場合は、下記違反行為回数に限らず、以降一切の資格を認めない。

5　期間

①　違反行為１回目

上記時点から「２年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する競技種目が変更となっても継続するものとする。

②　違反行為２回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6　本対応は、令和６年１０月３０日より施行適用する。

ここでいう地域クラブ活動は、令和９年度末までは、認定を受けていない活動も含めた地域クラブ活動全般をさす

改　正　　令和８年１０月２８日（文言変更）